

令和5年2月24日  
茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

市主催（共催事業を含む）事業の中止に伴う参加料等について

標記について、令和2年3月24日付け茨木市新型コロナウイルス対策本部決定した「市主催（共催事業を含む）事業の中止に伴う参加料等について（別添のとおり）」の取り扱いは、令和5年3月31日をもって終了します。

なお、「(2) 公共施設の施設利用料について」においては、令和5年3月31日までに行われた利用の取消許可申請を対象とします。

令和2年3月24日  
茨木市新型コロナウイルス対策本部会議

市主催（共催事業を含む）事業の中止に伴う参加料等について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応（施設の休館等）における参加料等については、下記のとおりとする。

記

1 対応期間

令和2年4月1日から当分の間（延長）

2 対応内容

(1)市主催（市が財政的支援等を行っている共催事業を含む）事業の中止に伴う参加料等について

（対応）市主催及び市が財政的支援等を行っている共催事業で中止したイベント参加料について参加予定者に全額返金する。

(2)公共施設の施設利用料について

（対応）公共施設の利用において、新型コロナウイルス感染予防を理由として中止する団体等には、施設利用料を全額返金する。

(3)事業の実施ができないイベント等に係る実費経費について

（対応）市が補助金や負担金などの財政的支援を行っているイベント等において、新型コロナウイルス感染予防を理由として事業を中止する場合、実施に向けた準備経費等の実費については、原則、交付対象とする。